**株式交換につき株券等提出公告**

当社は、ＹＡＨＯ株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年六月二日までに当社にご提出下さい。

令和八年四月三十日

広島県府中市高木町一〇七一番地

ヤスハラケミカル株式会社

代表取締役　安原　禎二

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である米田尚司が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月三十日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ－Ｃ

ＡｉｒＰｌｕｓ　Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ　ＧｍｂＨ

日本における代表者　米田　尚司

**第二種金融商品取引業の廃止の公告**

当社は、令和八年六月一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和八年四月三十日

東京都千代田区丸の内二丁目二番一号

株式会社ＳＤＧインパクトジャパン

代表取締役　前川　昭平

**取得条項付新株予約権の取得及び取得日の通知公告**

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権を取得することにいたしましたので、公告します。

一、取得する取得条項付新株予約権

第一回新株予約権九十六個、第三回新株予約権四十九個、第四回新株予約権八百三十八個、第六回新株予約権七十九個、第九回新株予約権五十七個、第十回新株予約権五十五個、第十二回新株予約権七十一個、第十三回新株予約権四十個

二、取得日　令和八年五月十五日

令和八年四月三十日

東京都港区赤坂三丁目二番一二号赤坂ノアビル二階

株式会社バルクオム

代表取締役　野口　卓也

**取得条項付新株予約権の取得につき通知公告**

当社は、令和八年三月二十三日開催の取締役会において、下記の通り、当社の取得条項付新株予約権を取得することにいたしましたので、会社法第二百七十三条第二項及び第三項並びに同法第二百七十四条第三項及び第四項の規定に基づき公告いたします。

一、取得する新株予約権

当社が発行済みの第一回新株予約権のうち、令和八年四月一日時点で行使条件を満たさない新株予約権の全部

二、取得する新株予約権の数

二万五千三百八十四個

三、取得の日

令和八年五月十五日

令和八年四月三十日

東京都渋谷区道玄坂一丁目二一番一号ＳＨＩＢＵＹＡＳＯＬＡＳＴＡ三Ｆ

Ａｎｉｍｏｃａ　Ｂｒａｎｄｓ株式会社

代表取締役　天羽　健介

**出資一口の金額の減少公告**

当組合は、令和八年三月十三日開催の臨時総会において、出資一口の金額を十万円から一万円に減少することを決議いたしました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合の主たる事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

令和八年四月三十日

和歌山県田辺市下三栖一七四六番地の四〇

紀南管工事協同組合

代表理事　上地　秀賢

**債権申出の公告（第一回）**

当規約型確定給付企業年金は、令和七年十月一日をもって確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第八十四条第一項の規定により終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都港区六本木一丁目四番五号アークヒルズサウスタワー二〇Ｆ

株式会社ワーナーミュージック・ジャパン確定給付企業年金

清算人　山本　真

**債権申出の公告（第二回）**

当社は、令和八年四月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

埼玉県さいたま市浦和区本太三―二―六

古河産業株式会社

確定給付企業年金清算人　馬場孝一朗

**債権申出の公告（第二回）**

当社の規約型確定給付企業年金は、令和八年三月五日厚生労働大臣の承認により終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都新宿区西新宿四丁目一五番三号

住友不動産建物サービス株式会社

規約型確定給付企業年金清算人　後藤　正樹

**債権申出の催告（第三回）**

当社規約型企業年金は、令和八年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有するものは本公告第一回掲載（令和八年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

兵庫県加古川市野口町古大内五一〇

東レＫＰフィルム株式会社

規約型確定給付企業年金清算人　吉田　敏朗

**訂正公告**

令和八年四月二十一日（号外第九十三号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中「⑤本社所在地」とあるは「⑤本店」の誤りにつき訂正します。

令和八年四月三十日

東京都中央区日本橋箱崎町三二番三―八一五号

株式会社イッツ・ワールド

代表取締役　辻村　暁

**正　誤**

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 令和八年二月五日国土交通省告示第二百五十三号（都市計画に関する件）（原稿誤り） | | | | |
| 六三 | | 終りから九 | 令和二年四月三十日 | 令和二年三月三十日 |
| 令和八年三月三十一日（号外第七十五号）国土交通省告示第四百四十一号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき鉄道分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件）（原稿誤り） | | | | |
| 七三九 | | 改正後欄終りから七 | 受入れにする | 受入れに関する |
| 令和八年三月三十一日（号外第七十五号）国土交通省告示第四百四十二号（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき鉄道分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準）（印刷誤り） | | | | |
| 七四〇 | | | | ページ一三行目は改行せず、一二行目につづくの誤り。 |